

## 林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表に係る質疑応答

### 1 制度関係

- Q1-1 労働災害の防止に努める事業体として道が公表をしているホームページの情報で無災害と公表されているのを見て、登録林業事業体に造林事業を委託したが、労働災害が発生した。労働災害発生により、事業が遅れた分の損害を道に請求したい。
- A1-1 本公表制度は、道が定める「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針（以下「指針」という。）」の遵守の宣誓を経て、「北海道林業事業体登録実施要綱（平成 24 年 8 月 27 日林業木材第 651 号。以下「要綱」という。）」に基づく知事の登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）の届出により過去の一定期間に災害がなかったことなどを公表するものであり、道が事業体の無災害を保証するものではありません。  
また、この公表による損害について、道は責を負わないものとしています。
- Q1-2 労働災害の防止に努める事業体として道が公表をしているホームページの情報で無災害と公表されているのを見て、登録林業事業体に造林事業を委託したが、労働災害が発生した。また、実際には過去にも労働災害が発生していることもわかった。公表情報を信じて委託したので、労働災害発生により、事業が遅れた分の損害を道に請求したい。
- A1-2 本公表制度は、道が定める指針の遵守の宣誓を経て、登録した事業体が、「林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体公表事務取扱要領（平成 30 年 1 月 15 日林業木材第 1150 号。以下「要領」という。）」による届出に基づき行っているところであり、この公表による損害について、道は責を負わないものとしています。  
なお、虚偽の申請が明らかとなった場合は、要綱第 9 に基づき登録を抹消することもあります。
- Q1-3 昨年（平成 29 年）11 月に休業 1 日の林業労働災害が発生したことから、平成 29 年分の林業労働災害防止に努める事業体として公表することができず、元請けから事業の発注がなくなった。なぜ公表するのか。
- A1-3 登録制度の目的である登録林業事業体の労働安全衛生意識の向上や森林所有者等が事業実行者を選択できるようにするため、その参考となる労働災害の防止に努めている事業体を公表するものとともに、労働災害の防止に積極的に取り組み、成果を上げている登録林業事業体の適切な評価を促進するために本公表制度を創設したものです。趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。
- Q1-4 届出に基づき公表することとしているが、道が事実確認を行い、審査した上で公表するのか。
- A1-4 本公表制度は、道が定める指針の遵守の宣誓を経て、登録した事業体が無災害であったことなどを自らの届出に基づき行うもので、道が事実確認を行うものではありません。  
なお、虚偽の申請が明らかとなった場合は、要綱第 9 に基づき登録を抹消することもあります。
- Q1-5 公表情報を当町の発注の根拠としたいが、問題ないか。
- A1-5 本公表制度は、要件に該当するとして、公表を希望する登録林業事業体が届出することにより公表するもので、道が事実確認を行うなどしていないこと、本公表制度の要件に該当していても、公表を希望しない事業体（届出がない事業体）は公表していないことなどに留意した上で活用願います。
- Q1-6 公表について、なぜ 5 年間としているのか。過去の公表を続けると労働災害が発生した事業体が特定され、公表の趣旨とそぐわないのではないか。
- A1-6 3 年、5 年と無事故を続けてきた事業体が、ある年に不幸にして無事故が途切れてしまった場合、単年、2 年程度の公表では、そうした努力と実績を伝えられないことから、登録制度の登録有効期間に合わせて 5 年としたものですのでご理解をお願いします。

### 2 対象

- Q2-1 林業労働災害を対象としているが、現場に向かう際の災害は本制度の林業労働災害に該当するか。  
また、造林・素材生産事業以外の作業道の作設や種苗事業、製材などにおける災害は林業労働災害に該当するか。
- A2-1 本登録制度は、造林又は素材生産を行う林業事業体を登録し、育成することとしていますが、労働災害については、労働基準監督署が林業として分類する労働災害がないことを要件としています。
- Q2-2 死亡又は休業 1 日以上労働災害が無い事業体を公表対象者とするのでよいか。
- A2-2 死亡林業労働災害、休業林業労働災害又は身体障害を伴う林業労働災害のない事業体を公表の対象としています。
- Q2-3 公表の要件として、要領第 2 の 5 で「休業林業労働災害」の発生がないこととなっているが、どのような状況を意味するのか。
- A2-3 休業林業労働災害は、負傷又は疾病の療養のために被災日の翌日から休業せざるを得ないような労働災害で、被災日の翌日に病院の受診などで勤務時間の一部でも休んだ場合は休業林業労働災害に該当します。  
（被災日当日に休んだのみであれば休業林業労働災害には該当せず、公表の要件からは外れません。）
- Q2-4 公表の要件としている要領第 2 の 2 の安全衛生管理体制はどのようなものか。
- A2-4 労働安全衛生法では、一定の規模以上の事業場において、安全衛生を管理する者の選任等を義務づけており、本公表制度の要件としたところです。

使用労働者数	整備すべき管理体制
常時 100 人以上( 林業 )	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任、安全委員会・衛生委員会の設置(安全衛生委員会でも可)
常時 50~99 人	安全管理者・衛生管理者・産業医の選任、安全委員会・衛生委員会の設置(安全衛生委員会でも可)
常時 10~49 人	安全衛生推進者の選任
常時 10 人未満	事業者等による安全衛生活動

Q2-5 公表要件の労働災害防止の取組とはどのようなものか。

A2-5 登録制度への登録にあたっては、「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」のとおり、関係法令等を遵守した適切な森林整備を行い、安全衛生管理に努めると宣誓をいただいているところです。

要領第 2 の 2 で示した法定の安全衛生管理体制をとった上で、要領第 2 の 4 において、宣誓をいただいた指針にもある危険予知ミーティング、指さし呼称の励行等に加えてリスクアセスメントの導入等を要件としています。

リスクアセスメントとは、事業場における危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の認定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。労働安全衛生法第 28 条の 2 で事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされています。

Q2-6 来月合併する予定だが、存続会社の災害発生の履歴はどうなるのか。

A2-6 災害発生の履歴は、新設合併、吸収合併、屋号の変更等によっても合併により存続する事業体又は合併により設立した事業体が、引き継ぐこととなります。なお、合併により事業体の名称が変更となる場合などは、要綱第 7 に基づく変更等の届出が必要となります。

Q2-7 造林事業を下請け事業体に発注し、事業を実施している協同組合ですが、下請け事業体も要領第 2 の要件を満たす必要があるのか。

A2-7 下請けや孫請け事業体も、協同組合から受注した事業に関して要領第 2 の要件を満たす必要があります。なお、下請けや孫請け事業体が届出をしていなくても届出可能です。

事業体の労災発生の考え方について

【事例 1】A 協同組合(構成員: B, C 事業体)が、構成員の B 事業体に造林事業を発注、E 事業体が孫請けとして当該事業を実施し、労災発生(H29.7.3)。また、構成員の C 事業体に素材生産事業を発注、F 事業体が孫請けとして当該事業を実施し、労災の発生がなく事業終了(H29.12.8)。

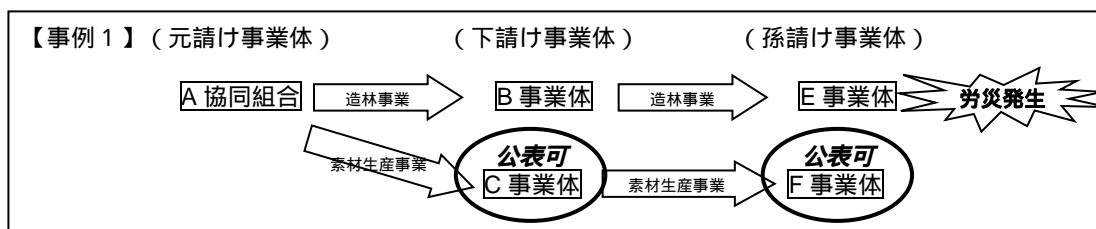
何れの事業体も要領第 2 の要件 2 から 4 の要件を満たしている。

届出(公表)可能な事業体は、C 事業体と F 事業体。

A 協同組合は発注事業で孫請け(E 事業体)が労災を発生しており届出(公表)不可。

B 事業体は下請け(E 事業体)への発注事業で労災が発生しており届出(公表)不可。

E 事業体は実施事業で労災が発生しており届出(公表)不可。



【事例 2】A 協同組合(構成員: B, C 事業体)が、構成員の B 事業体に造林事業を発注、D 事業体が孫請けとして当該事業を実施し、労災発生(H29.7.3)。A 協同組合の構成員 C 事業体が、素材生産事業を発注、D 事業体が下請けとして当該事業(協同組合からの事業ではない。)を実施し、労災の発生がなく事業終了(H29.12.8)。

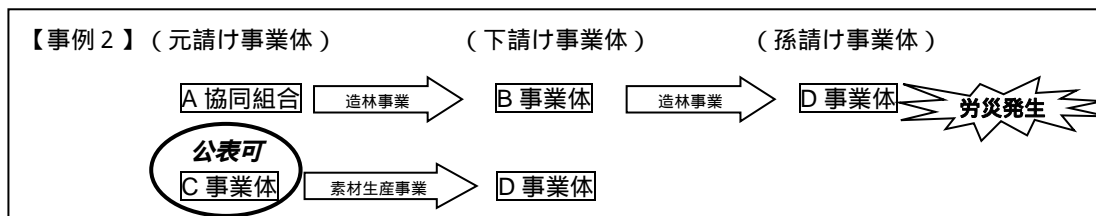
何れの事業体も要領第 2 の要件 2 から 4 の要件を満たしている。

届出(公表)可能な事業体は、C 事業体(下請けの D 事業体が造林事業で労災を発生させているが、C 事業体が発注した事業でないことから届出(公表)可能)

A 協同組合は発注事業で孫請けが労災を発生しており届出(公表)不可。

B 事業体は下請けへの発注事業で労災が発生しており届出(公表)不可。

D 事業体は実施事業で労災が発生しており届出(公表)不可。



【事例3】A 協同組合（構成員：B,C 事業体）が、構成員の B 事業体に素材生産事業を発注、E 事業体が孫請けとして当該事業を実施し、労災の発生がなく事業終了(H29.7.3)。

A 協同組合の構成員の C 事業体が、A 協同組合の構成員ではない D 事業体から造林事業を請け負い、当該事業を実施し、労災発生(H29.12.8)。

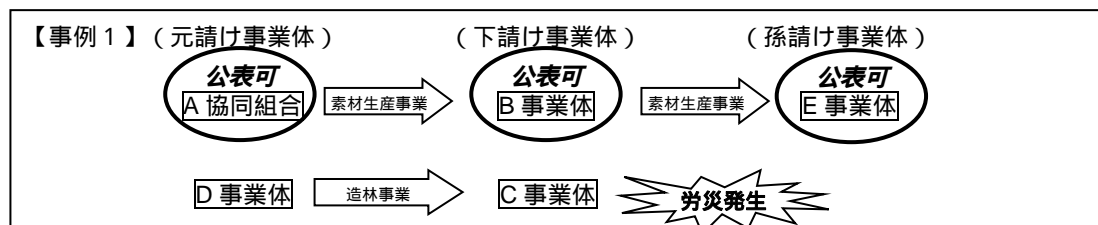
何れの事業体も要領第 2 の要件 2 から 4 の要件を満たしている。

届出（公表）可能な事業体は、A 協同組合、B 事業体及び E 事業体。

A 協同組合は、構成員 C 事業体が実施事業で労災を発生しているが、A 協同組合の発注事業でないことから A 協同組合の労災とは見なさず、届出（公表）可能。

D 事業体は発注事業で下請けが労災を発生しており届出（公表）不可。

C 事業体は実施事業で労災が発生しており届出（公表）不可。



Q2-8 道外に本社がある事業体で、事業体登録制度に登録していますが、道外の事業で林業労働災害が発生しました。道内の事業では労災が発生していないが、公表は可能か。

A2-8 登録している事業体で林業労働災害の有無が公表の要件としていることから、公表はできません。

（道外に本社がある事業体で道内の支店が登録している場合は、その支店での林業労働災害の有無が公表の要件となります。）

### 3 公表内容の修正等

Q3-1 登録を抹消した事業体の公表履歴はどのように取り扱うのか。

A3-1 登録されている事業体のみをホームページで公表することとしており、要綱第 7 の死亡等の届出や要綱第 9（4）の抹消の申請があった場合、速やかに公表されている一覧から林業事業体名等の内容を削除します。

Q3-2 事業体名や所在地を変更した場合、公表されている一覧も事業体名等を変更するのか。

A3-2 事業体名等を変更した場合は、要綱第 7 の変更等の届出に基づき登録事項変更届を振興局長等へ提出いただくと、道において登録簿を修正するとともに本制度で公表されている一覧も修正します。

<例> 変更前：A 林業 変更後：A 産業(株) 変更日：H29.4.18

本制度で公表している一覧の事業体名を変更し、備考欄にその旨を記載します。（備考欄「事業体名を A 林業から変更 H29.4.18 変更」）

Q3-3 森林所有者等が選択するための制度であれば、公表一覧にどれだけ事業をやって、人員が何人いるかなどの情報も記載してはどうか。

A3-3 登録林業事業体の技術者等の情報は、既に事業体ごとに公表していることから、そちらで情報をご覧いただきたいと考えています。その内容については、要綱第 7 に規定する届出で変更することが可能となっています。

### 4 申請方法等

Q4-1 公表を希望しない場合や、対象期間に事業がなかった場合は、届出が必要か。

A4-1 要領第 2 に掲げる要件を満たす事業体からの届出に基づき、その事業体名等を公表する制度であり、公表を希望しない事業体や対象期間に事業実績がない事業体は届出を不要としています。（対象期間に事業がなかった場合は、要件を備えていないので届出はできません。）

Q4-2 H29 から H31 年の間、無災害であったが、H30 は素材生産などの事業実績がなかった。公表時に無災害の継続年数を記載（要領別記第 2 号様式の備考欄）することのだが、事業実績がない場合はどのように取り扱うか。

A4-2 H29 から H31 の 3 年間災害がない状況ですが、H30 は公表の要件から外れているので、H30 を除いた 2 年間無災害とし、その旨公表の際に「平成 29 年から継続（平成 30 年は事業実績がないため 2 年間該当）」等の記載をします。この場合、H31 年分の届出（H32 年 2 月までの届出）において、要領別記第 1 号様式の備考欄に「H30 年は事業実績がなかったことにより、届出を行っていない」等の記載をするようお願いします。

なお、事業実績の有無以外の要件で、ある年だけ該当しない場合は、公表する事業体が備えるべき労働安全に係る体制が不十分であることから、連続期間が途絶える扱いとしています。

Q4-3 安全衛生管理体制について、職員の退職で一時的に衛生管理者が不在の場合は、要領第 2 の要件の判定基準はどのようになるか。

A4-3 法律に基づく必要な措置を行っていれば、要件に該当することとしています。

Q4-4 労働災害が発生したが、林業に該当しないと考えているが期限までに確定しない。申請はどうしたら良いか。

Q4-5 期限（2月末）までに届出が間に合わなかったが、期限を過ぎても届出できるのか。

A4-4,5 期限までに受け付けた事業体について3月に公表することとしています。期限内の届出にご協力願います。期限までに確定しない事案がある場合は、事前にご相談願います。

Q4-6 林業事業体登録制度に新規で登録しますが、登録前の状況について本公表制度で公表できるのか。

A4-6 本制度に登録後の実績を対象とし、対象期間を通じて登録林業事業体であることを前提としているので、登録の翌年の1月から12月までの状況が公表の対象となります。

Q4-7 平成29年9月に事業体を設立し、同月に林業事業体登録制度に新規で登録しましたが、平成29年分の無災害の公表は可能ですか。

A4-7 暦年の1月から12月までの通期の状況を公表するものであり、平成29年分は年の途中からの事業開始であることから公表対象外となります。

Q4-8 登録を抹消された事業体ですが、今回新規で登録申請します。無災害の期間は過去の登録も通算されるか。

A4-8 抹消の場合や登録の更新をしなかった場合は、新規登録となるので過去の無災害の期間は通算されません。

Q4-9 平成29年が無災害で公表されていますが、先日(平成30年5月)、休業林業労働災害が発生しました。公表はどうなるか。

A4-9 平成30年に労働災害が発生したので、平成30年分は公表対象外となりますが、既に公表している平成29年分は引き続き公表されます。

Q4-10 平成29年は無災害で公表されていますが、今回、平成29年に起きた事案について労働安全衛生法違反で送検されました。平成29年分の公表はどのようになりますか。

A4-10 公表の要件として、送検されていないことを規定していることから、道において公表を取りやめます。

Q4-11 道のホームページへの公表はどのようなスケジュールで行うのか。

A4-11 対象期間が平成29年の場合、平成30年2月末までに登録林業事業体が無災害等の状況を道に届出て、道は3月末までにホームページで公表することとしています。

